

令和8年度 各労働基準監督署・公共職業安定所の庁舎日常清掃業務委託 一覧表

(新潟労働局)

件名	履行場所	作業内容				備考
		作業種別	作業実施場所	作業内容	回数	
三条労働基準監督署に係る庁舎内日常清掃業務委託	三条市塚野目2-5-11 三条労働基準監督署	床面等清掃作業	庁舎1階 ・会議室 ・玄関ホール ・通路 庁舎2階 ・通路、階段	・床面の掃き掃除及び拭き掃除 ・手摺、キャビネット天板の拭き掃除 ・自動ドアガラスの拭き磨き	原則として週1回、金曜日に行う。 実施日の詳細は、「令和8年度庁舎清掃年間実施予定日カレンダー」を参照。	見積書様式1-1
		トイレ清掃作業	庁舎1階 ・男子便所 ・女子便所 ・身障者用便所 ・洗面所	・床面の洗浄拭き上げ ・便器等衛生陶器類の洗浄拭き上げ ・腰壁タイル面の洗浄拭き上げ ・トイレットペーパー、石鹼液の補充（現品は、甲が支給する。） ・ゴミ箱の内容物の処理 ・洗面台、鏡の拭き磨き		
小出労働基準監督署に係る庁舎日常清掃業務委託	魚沼市大塚新田87-3 小出労働基準監督署	床面等清掃作業	庁舎1階 ・玄関ホール、風除室 庁舎2階 ・通路、階段	・床面の掃き掃除及び拭き掃除 ・自動ドアガラスの拭き磨き ・手摺の拭き上げ	原則として週1回、水曜日に行う。 実施日の詳細は、「令和8年度庁舎清掃年間実施予定日カレンダー」を参照。	見積書様式1-1
		トイレ清掃作業	庁舎1階 ・身障者用便所 庁舎2階 ・男子便所 ・女子便所	・床面の洗浄拭き上げ ・便器等衛生陶器類の洗浄拭き上げ ・腰壁タイル面の洗浄拭き上げ ・トイレットペーパー、石鹼液の補充（現品は、甲が支給する。） ・ゴミ箱の内容物の処理 ・洗面台、鏡の拭き磨き		
十日町労働基準監督署に係る庁舎日常清掃業務委託	十日町市稻荷町2-9-3 十日町労働基準監督署	床面等清掃作業	庁舎1階 ・玄関ホール 庁舎2階 ・通路、階段 庁舎3階 ・通路、階段	・床面の掃き掃除及び拭き掃除 ・自動ドアガラスの拭き磨き ・手摺、キャビネット天板の拭き掃除	原則として週1回、金曜日に行う。 実施日の詳細は、「令和8年度庁舎清掃年間実施予定日カレンダー」を参照。	見積書様式1-1
		トイレ清掃作業	庁舎1階 ・身障者用便所 庁舎2階 ・男子便所 ・女子便所	・床面の洗浄拭き上げ ・便器等衛生陶器類の洗浄拭き上げ ・腰壁タイル面の洗浄拭き上げ ・トイレットペーパー、石鹼液の補充（現品は、甲が支給する。） ・ゴミ箱の内容物の処理 ・洗面台、鏡の拭き磨き		
長岡公共職業安定所小千谷出張所に係る庁舎日常清掃業務委託	小千谷市城内2-6-5 長岡公共職業安定所 小千谷出張所	床面等清掃作業	庁舎1階 ・ホール ・廊下 ・階段(1階から2階) 庁舎2階 ・会議室 ・休憩室 ・湯沸室 ・廊下	・休憩室(庁舎2階) 床面の掃き清掃を行うこと。 ・休憩室以外の箇所 床面の掃き清掃を行うこと。 モップにて床面の水拭き清掃を行うこと。	原則として週2回、月曜日と木曜日に行う。 実施日の詳細は、「令和8年度庁舎清掃年間実施予定日カレンダー」を参照。	見積書様式1-1
		トイレ清掃作業	庁舎1階 ・男子便所 ・女子便所 ・身障者用便所 庁舎2階 ・男子便所 ・女子便所	・便器及び洗面所 洗剤による洗浄を行うこと。 水洗いにより流すこと。 ・床面 モップにより水拭き清掃を行うこと。 ・壁面 拭き清掃及び鏡面磨きを行うこと。		

件名	履行場所	作業内容				備考
		作業種別	作業実施場所	作業内容	回数	
三条公共職業安定所に係る庁舎日常清掃業務委託	三条市北入蔵1-3-10 三条公共職業安定所	床面等清掃作業	庁舎1階 ・待合スペース ・検索機コーナー ・玄関ホール ・階段(1階から2階)	・OAフロアに掃除機をかけること。 ・床面の掃き清掃を行うこと。 ・モップにて床面の水拭き清掃を行うこと。	原則として週3回、月曜日、水曜日及び金曜日に 行う。 実施日の詳細は、「令和8年度 庁舎清掃年間実施予定日カレンダー」を参照。	見積書 様式1-2
			トイレ清掃作業	庁舎1階 ・男子便所 ・女子便所 ・身障者用便所 庁舎2階 ・便所	・便器及び洗面所 洗剤による洗浄を行うこと。 水洗いにより流すこと。 ・床面 モップにより水拭き清掃を行うこと。 ・壁面 拭き清掃及び鏡面磨きを行うこと。	
		定期清掃	その他 ・三条公共職業安定所の指定箇所	・庁舎周りのゴミ拾い ・除草等(敷地内の状況に応じて職員が指示)		
			庁舎1階 ・玄関ホール ・階段(1階から2階) 庁舎2階 ・事務室 ・会議室 ・通路	・床面(Pタイル) ワックス塗布前に床面清浄清掃を行なうこと。その後、樹脂ワックス塗布仕上げを行うこと。	1回／年 実際の作業日に ついては、対象安 定所と日程調整 の上、実施する	見積書 様式1-1
			庁舎1階 ・事務室	・床面(カーペット) カーペットクリーニング清掃を行うこと。		
			玄関ホール	・煤払い、蜘蛛の巣除去		
			玄関ホール据付ボード	・除塵清掃		
			玄関ホール(吹抜け)	・窓ガラス・窓枠サッシ清掃(両面施工)		
			上記を除く庁舎1階、2階	・窓ガラス・窓枠サッシ清掃(外部面施工)		
糸魚川公共職業安定所に係る庁舎日常清掃業務委託	糸魚川市横町5-9-50 糸魚川公共職業安定所	床面等清掃作業	庁舎1階 ・玄関ホール ・階段(1階から2階) 庁舎2階 ・廊下 ・会議室 ・男子休憩室 ・女子休憩室	・床面の掃き清掃を行うこと。 ・モップにて床面の水拭き清掃を行うこと。(畳面は行わないこと)	原則として週1回、木曜日に行 う。 実施日の詳細は、「令和8年度 庁舎清掃年間実施予定日カレン ダー」を参照。	見積書 様式1-1
			トイレ清掃作業	・便器及び洗面所 洗剤による洗浄を行うこと。 水洗いにより流すこと。 ・床面 モップにより水拭き清掃を行うこと。 ・壁面 拭き清掃及び鏡面磨きを行うこと。		
卷公共職業安定所に係る庁舎日常清掃業務委託	新潟市西蒲区卷甲4087 卷公共職業安定所	床面等清掃作業	庁舎1階 ・玄関ホール ・風除室 ・事務室・フロア ・階段(1階から2階) 庁舎2階 ・会議室 ・廊下	・玄関ホール、風除室、廊下及び階段 自在ホウキで除塵後、モップにより 水拭き清掃を行うこと。 ・事務室、フロア及び会議室 電気掃除機による。	原則として週3回、月曜日、水曜日及び金曜日に 行う。 実施日の詳細は、「令和8年度 庁舎清掃年間実施予定日カレン ダー」を参照。	見積書 様式1-1
			トイレ清掃作業	・便器及び洗面所 洗剤による洗浄を行うこと。 水洗いにより流すこと。 ・床面 自在ホウキで除塵後、モップにより 水拭き清掃を行うこと。 ・壁面 拭き清掃及び鏡面磨きを行うこと。		

件名	履行場所	作業内容				備考
		作業種別	作業実施場所	作業内容	回数	
南魚沼公共職業安定所に係る庁舎日常清掃業務委託	南魚沼市八幡20-1 南魚沼公共職業安定所	床面等清掃作業	庁舎1階 ・事務室 ・玄関ホール・廊下 庁舎2階 ・会議室	・事務室 電気掃除機による。 ・玄関ホール、廊下及び会議室 モップ等による。	原則として週2回、月曜日及び木曜日に行う。 実施日の詳細は、「令和8年度 庁舎清掃年間実施予定日カレンダー」を参照。	見積書 様式1-2 1回／年 実際の作業日については、対象安定所と日程調整の上、実施する
			トイレ清掃作業	・便器及び洗面所 洗剤による洗浄を行うこと。 水洗いにより流すこと。 ・床面 モップにより水拭き清掃を行うこと。 ・壁面 拭き清掃及び鏡面磨きを行うこと。		
		定期清掃	庁舎1階 ・玄関ホール ・廊下	・床面(石材タイル) 床面洗浄清掃を行うこと。		
			庁舎1階 ・更衣室 ・湯沸室 庁舎2階 ・事務室 ・会議室 ・廊下・階段	・床面(Pタイル) ワックス塗布前に床面清掃を行うこと。その後、樹脂ワックス塗布仕上げを行うこと。		
			庁舎1階 ・事務室 庁舎2階 ・所長室	・床面(カーペット) カーペットクリーニング清掃を行うこと。 所長室については、必要に応じ、		
南魚沼公共職業安定所小出出張所に係る庁舎日常清掃業務委託	魚沼市佐梨682-2 南魚沼公共職業安定所 小出出張所	床面等清掃作業	庁舎1階 ・玄関ホール ・廊下 ・階段(1階から2階) 庁舎2階 ・廊下	・床面掃き清掃を行うこと。 ・モップにて床面の水拭き清掃を行うこと。	原則として週2回、火曜日及び金曜日に行う。 実施日の詳細は、「令和8年度 庁舎清掃年間実施予定日カレンダー」を参照。	見積書 様式1-2 1回／年 実際の作業日については、対象安定所と日程調整の上、実施する
			トイレ清掃作業	・便器及び洗面所 洗剤による洗浄を行うこと。 水洗いにより流すこと。 ・床面 モップにより水拭き清掃を行うこと。 ・壁面 拭き清掃及び鏡面磨きを行うこと。		
		定期清掃	庁舎1階 ・風除室	・床面(石材タイル) 床面洗浄清掃を行うこと。		
			庁舎1階 ・事務室、相談室 ・湯沸室 ・廊下 庁舎2階 ・会議室 ・湯沸室、通信機械室	・床面(Pタイル) ワックス塗布前に床面清掃を行うこと。その後、樹脂ワックス塗布仕上げを行うこと。		
			庁舎1階 ・所長室	・床面(カーペット) カーペットクリーニング清掃を行うこと。		
佐渡公共職業安定所に係る庁舎日常清掃業務委託	佐渡市両津夷269-8 佐渡公共職業安定所	床面等清掃作業	庁舎1階 ・玄関ホール ・廊下 ・事務室・待合室 ・相談室 ・階段(1階から2階) 庁舎2階 ・廊下 ・所長室 ・事務室 ・会議室	・床面の掃き清掃を行うこと。 ・モップにて床面の水拭き清掃を行うこと(事務室、待合室、相談室、所長室は除く。)。	原則として週2回、火曜日及び木曜日に行う。 実施日の詳細は、「令和8年度 庁舎清掃年間実施予定日カレンダー」を参照。	見積書 様式1-1
			トイレ清掃作業	・便器及び洗面所 洗剤による洗浄を行うこと。 水洗いにより流すこと。 ・床面 モップにより水拭き清掃を行うこと。 ・壁面 拭き清掃及び鏡面磨きを行うこと。		

件名	履行場所	作業内容				備考
		作業種別	作業実施場所	作業内容	回数	
村上公共職業安定所 に係る庁舎日常清掃 業務委託	村上市緑町1-6-8 村上公共職業安定所	床面等清掃 作業 トイレ清掃 作業	庁舎1階 ・ 待合室 ・ 階段(1階から2階) 庁舎2階 ・ 廊下	・ 待合室 電気掃除機による。 ・ 階段 掃き清掃を行うこと。 ・ 廊下 掃き清掃及びモップにて床面の水拭き清掃を行うこと。	原則として週2回、月曜日と水曜日に行う。 実施日の詳細は、「令和8年度 庁舎清掃年間実施予定日カレンダー」を参照。	見積書 様式1-1
			庁舎1階 ・ 男子便所 ・ 女子便所 ・ 身障者用便所 庁舎2階 ・ 便所	・ 便器及び洗面所 洗剤による洗浄を行うこと。 水洗いにより流すこと。 ・ 床面 モップにより水拭き清掃を行うこと。 ・ 壁面 拭き清掃及び鏡面磨きを行うこと。		

《その他留意事項》

- ※ 各作業場所にある手すり、扉等の清掃は、水拭き後に空拭きすること。
- ※ 各作業場所にある窓枠並びに金属磨きについては、汚れを見て隨時行うこと。
- ※ 清掃作業時に出たゴミについては、庁舎内の廃棄物置場を持っていくこと。